

逗子市男女平等参画及び多様性を尊重する社会を推進する条例（案）の概要

1 条例制定の趣旨及び背景

本市では、1996年に「ずし女性プラン」を策定して以降、男女平等参画社会の実現に向けた取組を計画的に進めてきたが、性別による役割分担意識とそれに基づく社会制度や慣行は未だ根強く存在している。また、人々の価値観の多様化も進んでいることから、多様性を認め合い、ともにあらゆる分野に参画できる、男女平等参画と多様性を尊重する社会の実現の重要性は増している。

これから逗子市が、住みやすいまち、豊かで活力に満ちたまちとして発展していくため、全ての人が多様性を認め合い、その個性と能力を発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指して、その基本理念となる条例を制定するもの。

2 条例の特徴

- (1) 未だ男女格差が根強く残っていること、全ての世代にわかりやすい表現を考慮し、ジェンダー平等などの新しい表現ではなく、男女平等の表現を残している。
- (2) 「男女共同参画」という表記には、どちらかの性が補助的に関わることも容認されるという誤解を生むおそれがあることから、偏りをなくし、「男女間における平等な参画」を目指す「男女平等参画」という表現を用いることとする。
- (3) 性的少数者などの多様な性や障がいの有無、国籍等の多様性を尊重することは男女平等とも密接に関係することから、これらを包含する多様性を尊重する社会を推進することを並記した。
- (4) できる限り市民に親しみを持ってもらえるよう、前文はですます調を採用し、本則では禁止事項等の規定があり、である調の方が適していると判断し、統一しなかった。
- (5) 男女平等参画及び多様性を尊重する社会の推進には、幼少期からの教育が重要であると考え、教育関係者の責務について規定している。
- (6) 禁止事項にストーカー行為を含めることとした。
- (7) ハラスメントの禁止には、セクシュアルハラスメントだけでなく、性的指向、性自認、婚姻、マタニティハラスメント、育児又は介護に関するハラスメントを含めることとした。
- (8) 性的指向、性自認等の公表の有無は個人の権利であり、意に沿わない公表（アウティング）や公表させないことを禁止事項に加える。

3 条例案の規定の内容**前文**

日本における取組や国際社会との関係、本市のこれまでの取組、現在の課題と推進が

必要な理由、目指す社会と条例制定への決意を示す。

目的（第1条）

条例を定める目的を示す。

定義（第2条）

この条例における用語の意味を明らかにする。

基本理念（第3条）

- ・ 性別等にかかわらず、個人として尊重されること
- ・ 性別による役割分担意識によらない多様な生き方の選択
- ・ あらゆる分野への参画
- ・ ワーク・ライフ・バランスの実現
- ・ 性と生殖に関する尊重
- ・ 国内外の取り組みとの協調

責務（第4～7条）

市、市民、事業者、教育関係者に携わる者のそれぞれの責務を明らかにする。

禁止事項（第8条）

- ・ 性別等による人権侵害の禁止
- ・ DV、ストーカー行為、セクハラ、性的指向、性自認、婚姻、マタハラ、育児、介護に関するハラスメントの禁止
- ・ 性自認又は性的指向の公表に関して、カミングアウト及びアウティングの禁止
- ・ 情報発信に当たり、性別等による人権侵害や役割分担意識を助長・連想させる表現を用いないよう配慮する。

基本計画（第9条）

基本的な計画を定めることについて明らかにする。

苦情等への対応（第10条）

苦情や相談を受けたときの対応について明らかにする。

委任（第11条）

この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めることを明らかにする。